

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年8月4日(月)

NO. 1601号

本号3頁

参議院の常任委員長など決まる！憲法審査会長は立憲民主党に

先の参議院選挙を受けて、参議院の新たな常任委員長などが決まり、議席を伸ばした国民民主党と参政党が新たに委員長のポストを確保しました。

先の参議院選挙を受けて、与野党が調整した結果、17ある常任委員長の配分は、自民党が選挙前から2つ減って8、立憲民主党が選挙前から1つ減って3、国民民主党が選挙前は配分がありませんでしたが新たに2、公明党は選挙前と変わらず2、日本維新の会は選挙前と変わらず1、参政党は新たに1となりました。委員長を確保した国民民主党は経済産業委員長などを、参政党は懲罰委員長をそれぞれ務めることになりました。

また、7つある特別委員長の配分は、自民党が選挙前から1つ減って3、立憲民主党と国民民主党、公明党、日本維新の会はそれぞれ1となりました。

さらに審査会長は憲法審査会長が立憲民主党の長浜博行氏で、衆参両院で立憲民主党の議員が務めることになりました。

自民党は、数は減らしたものの、国会運営の要となる議院運営委員長や予算委員長といった重要ポストを確保しました。

立憲民主党の斎藤参議院国会対策委員長は記者団に対し「立憲民主党の会派で衆参両院とも憲法審査会長を担うことになったので、これまでよりもスムーズに意思の疎通が図れるのではないかな。われわれは審査会の開催自体を否定する立場ではない。緊急集会のあり方など、参議院と衆議院で考え方が違う点をすり合わせる作業も必要であり、議論の高度化という意味でも非常に有意義だ」と述べました。

カナダもパレスチナ国家承認の意向表明、 イスラエルに一段の圧力

7月30日、カナダのカーニー首相は9月の国連総会でパレスチナを国家承認する意向を表明しました。カーニー氏は記者団に対し、ガザの人々の飢餓など、現地の現実「パレスチナ国家の展望が文字通り目の前で後退している」ことを意味すると指摘。その上で「カナダは、イスラエル政府がガザでの大惨事を許していることを非難する」と述べました。一方、パレスチナ自治政府が統治体制の抜本的改革や、2026年にイスラム組織ハマス抜きで総選挙を実施することなどを含む改革にコミットすることが前提だとも述べました。

マクロン仏大統領は24日、9月国連総会でパレスチナ国家を承認する意向を表明。スターマー英首相も29日、飢餓が深刻化しているガザの状況についてイスラエルが対応しなければ、9月総会でパレスチナを国家として承認する用意があると述べました。

これに対し、イスラエル外務省は声明で「カナダ政府の方針転換はハマスを資するもので、パレスチナ自治区ガザでの停戦と人質解放の枠組み実現に向けた取り組みを損なう」と反発しました。

ホワイトハウスのある高官は、トランプ米大統領もパレスチナ国家を承認することは「ハマスへの報酬」と捉え、間違っていると考えていると述べました。

日本政府も、米国の顔色を見ず、早急にパレスチナを国家承認すべきです。

膨大な防衛費 川崎重工で潜水艦乗組員らに物品提供や飲食接待

2025 年度の防衛予算（米軍再編経費など含む）は過去最大の 8 兆 7005 億円と、莫大な金額となっています。もちろん、私たちの血税です。その防衛費がとんでもないことに使われていました。

海上自衛隊の潜水艦修理を巡って川崎重工業が裏金を捻出し、潜水艦乗組員らに物品提供や飲食接待をしていた問題で、防衛省は、海自トップの斎藤聡・海上幕僚長を含む多数の海自隊員を懲戒などの処分とする方向で調整に入りました。この問題は大阪国税局の税務調査で発覚し、防衛相直轄の防衛監察本部が特別防衛監察を実施しています。

関係者によると、防衛省は月内にも特別防衛監察の最終報告と再発防止策を公表する見通し。処分対象は多数に上り、斎藤氏が指揮監督責任を問われるほか、潜水艦の修理業務に関わる造修補給所の「監督官」らも、乗組員による川重への不適切な要望などをチェックできなかった監督責任を問われるとみられます。また、金品を受領した潜水艦乗組員についても、自衛隊員倫理規程に抵触する疑いがあるとして調査しています。

防衛省が昨年 12 月に公表した「中間報告」などによると、川重は少なくとも 2023 年度までの 6 年間、下請け 3 社と架空取引を繰り返して約 17 億円の裏金を捻出。それを使って潜水艦乗組員らに家電製品や工具類など艦内で使用する物品をはじめ、釣り具やゲーム機などの娯楽品、飲食代などを提供していた。物品の授受は慣例化し、海自側の要求が次第にエスカレートしたとされます。

一方、関係者によると川重の問題とは別に、海自艦艇の修理を請け負う三菱重工業やジャパンマリンユナイテッド（JMU）などが海自の「監督官」らの要望を受けて、仕様書とは異なる別の物品を納入するなどした不正が防衛省の調査で判明しました。ただし防衛省は「企業側は要望を断れない立場にあった」「海自の補給の仕組みにも問題があった」といった事情を考慮し、指名停止処分とはしない方向で調整しているということです。

海自では、安全保障に関わる機密情報「特定秘密」の違法な取り扱いや潜水手当の不正受給などの不祥事が相次ぎ、昨年 7 月に酒井良・海幕長（当時）が引責辞任。後任に斎藤氏が就任していました。

与野党 6 党 ガソリン減税実施合意 秋の法案成立目指す

与野党 6 党の国対委員長は 30 日、国会内で会談し、野党が 8 月 1 日召集の臨時国会に提出する予定のガソリン税の暫定税率を廃止する法案の取り扱いについて協議しました。財源の確保などの課題を検討し、秋の臨時国会で法案を成立させ、「今年中のできるだけ早い時期に実施する」ことで合意しました。

自民・公明両党と、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党の 6 党の国対委員長が合意した文書では、与野党の実務者協議の場を 8 月 1 日召集の臨時国会中に設置し、財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等の課題を含め、法案の内容や実施に必要な施策について検討を行い、「早期に実施できるよう合意を目指す」としました。

自民党の坂本哲志国対委員長は会談で、「秋の臨時国会でしっかりと成立させることで前向きに臨んでいく」と述べました。

日本共産党の塩川鉄也国対委員長は「暫定税率の廃止は国民の負担軽減のための措置だ。物価高騰の影響が続き、実質賃金がマイナスで年金も目減りする中、財源確保として国民に負担を押し付けることがないような工夫が必要だ」と指摘しました。

参政党を斬る 4

参政党の新憲法構想案について、憲法学者や研究者は「憲法の基本概念を理解せず、素人がつくった草案」と批判しています。同案の第九条「教育」について検討してみたいと思います。

参政党の新憲法構想案 （教育）

第九条 国民は、自ら学び自ら考える力を基本とする教育^⑨を受ける権理を有する。

2 国は、義務教育において、個性や能力に応じた多様な選択肢^⑩を設けなければならない。

3 国語と古典素読、歴史と神話、修身、武道及び政治参加の教育は必修とする。

- 4 教育勅語など歴代の詔勅、愛国心、食と健康、地域の祭祀や偉人、伝統行事は、教育において尊重しなければならない。
- 5 学校給食は、健康に配慮し、地域の食材を用い、国内における調達に努める。
- ①⑨将来の政治参加に向けて、国民が情報を適切に判断し、問題を解決する主体性をもった教育をいう。
- ②⑩フリースクールなど義務教育課程における様々な選択肢を設ける趣旨である。

そして、現日本国憲法の第 26 条を比較するために掲載します。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(1) 侵略戦争に駆り立てた戦前の「教育」の反省が全くない

現憲法の第 26 条が制定されたのは、国民を侵略戦争に駆り立てた戦前の教育への反省です。「お国のために命をささげよ」との戦前の教育を深く反省し、「等しく教育を受ける権利」「普通教育を受けさせる義務」「無償とする」等の文言に入ったのではないのでしょうか。

参政党の構想案には「教育を受ける権理」には触れているものの、その反省が全くありません。そればかりか、3 項では、日本の「神話」や「修身」(戦前の道徳教育)を必修にしています。

たとえば「神話」。神話は、未だ国家の輪郭が整う以前の天智天皇、天武天皇の時代に編纂されたものであり、そこから民間とはかけ離れた天皇という神的存在が日本史に登場し、今に続く天皇制の礎となるものです。国自体の輪郭も整わない状況から政治的な思惑をもって国家の中核として祀り上げられた存在であり、事実ではない作り話でしかありません。学ぶ側が個々の立場、関心、興味の方向性として捉えることは自由ですが、学校教育という全体的な立場として考えるとき、その固定観念自体が教育に馴染みません。神話については全体的な教育ではなく、個々人の自由に委ねるべきです。信教の自由に抵触します。

4 項では「教育勅語など歴代の詔勅」や「愛国心」の尊重を義務付け「尊重しなければならない」としています。”臣民は命をかけて皇室を守れ”と国民を戦争に動員する道具となった教育勅語の尊重を明記していることは重大な問題です。日本国憲法に反するとして国会議決により正式に廃止された教育勅語を復活させようとは、まさに論外です。

「歴代の詔勅」とは、過去の天皇によって発せられた詔(天皇の言葉を記した文書)のことで、天皇の意思を権威づけて表明したものを指します。詔勅(しょうちょく)は、天皇の言葉である「みことのり」を意味し、明治維新後には綸言(天皇の言葉)を通じて詔勅と称されました。ですから、教育勅語など過去の天皇によって発せられた詔を学ぶとしているのです。

(2) 国として義務教育で行うべきは、「普通教育」ではないのでしょうか。

同案 1 項では、「義務教育で個性や能力に応じた多様な選択肢を設ける」としています。「選択肢」を設けて、子どもたちの能力を小・中学生の段階で判別して「優秀な子には・・・」と、コースを設けるのは、良いことでしょうか。それより、自立して生きるために必要な基礎的な知識や技能を学ぶことが重要なのではないのでしょうか。現憲法の「普通教育」とは社会で自立して生きるために必要な基礎的な知識や技能を学び、国家・社会を形成する人として必要とされる基礎的な資質を養うものです。

(3) 素人がつくった、まともな検討の対象にもならない憲法案

「憲法の基本概念を理解せず、素人がつくった草案。戦前回帰と指摘されるが、大日本帝国憲法にも及ばないお粗末な内容だ」と、日体大の清水雅彦教授は危ぶみます。「教育」についても、素人の仲間だけでつくったお粗末な内容だといえます。

さらに、清水氏は、憲法は国家の統治や仕組みや権限と人権の二つの規定が原則。草案では、統治の規定内容は大幅に縮小され、「表現の自由」や「法の下での平等」といった人権規定がごそっと抜け落ちている。さらに、憂国心などを基準とする国民要件などについても、「国民、非国民に分け、差別と分断をもたらす」と強調しています。